

議案等參考資料

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行									
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)									
区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別				
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略				
	夏季休 暇(任用 期間が 6箇月 以上の 職員に 限る)	職員が夏季 における盆 等の諸行 事、心身の 健康の維持 及び増進又 は家庭生活 の充実のた め勤務しな いことが相 当であると 認められる 場合	一の年の6月か ら10月までの期 間内における、週 休日、時間外勤務 代休時間が指定 された勤務日等、 休日及び代休日 を除いて原則と して連続する2 日(その者の勤務 時間を考慮し、任 命権者が定める 時間)の範囲内の 期間 <u>ただし、分割して 使用することが できるものとし る</u>	略	略		有給	特別 休暇	夏季休 暇(任用 期間が 6箇月 以上の 職員に 限る)	職員が夏季 における盆 等の諸行 事、心身の 健康の維持 及び増進又 は家庭生活 の充実のた め勤務しな いことが相 当であると 認められる 場合	一の年の7月か ら10月までの期 間内における、週 休日、時間外勤務 代休時間が指定 された勤務日等、 休日及び代休日 を除いて原則と して連続する2 日(その者の勤務 時間を考慮し、任 命権者が定める 時間)の範囲内の 期間	略	略	有給	
	略	略	略	略	略		略		略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行					
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)					
区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	有給	特別 休暇	略	略	略	略	有給
	夏季休 暇(任用 期間が 6箇月 以上の 職員に 限る)	職員が夏季 における盆 等の諸行 事、心身の 健康の維持 及び増進又 は家庭生活 の充実のた め勤務しな いことが相 当であると 認められる 場合	一の年の6月か ら10月までの期 間内における、週 休日、時間外勤務 代休時間が指定 された勤務日等、 休日及び代休日 を除いて原則と して連続する4 日(その者の勤務 時間を考慮し、任 命権者が定める 時間)の範囲内の 期間 <u>ただし、1回に限 り分割して使用 することができる ものとする</u>	略			略	夏季休 暇(任用 期間が 6箇月 以上の 職員に 限る)	職員が夏季 における盆 等の諸行 事、心身の 健康の維持 及び増進又 は家庭生活 の充実のた め勤務しな いことが相 当であると 認められる 場合	一の年の7月か ら10月までの期 間内における、週 休日、時間外勤務 代休時間が指定 された勤務日等、 休日及び代休日 を除いて原則と して連続する4 日(その者の勤務 時間を考慮し、任 命権者が定める 時間)の範囲内の 期間	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

学校閉庁日の設定について（案）

おいらせ町教育委員会

1 目的

長期休業期間における年次休暇のより一層の取得促進を図り、もって職員の勤務意欲の向上及び健康の維持増進並びに働きやすい環境を構築するため、おいらせ町立小・中学校の夏季休業中の学校閉庁日を設定する。

※学校閉庁日

「勤務時間が割り振られた日に、原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日」をいう。

2 閉庁日(令和2年度)

令和2年8月12日(水)～14日(金) 3日間

【参考】令和元年度／8月13日(火)～15日(木) 3日間

3 閉庁日の緊急連絡先(8時15分～17時まで)

おいらせ町教育委員会 学務課 電話0178-56-4258

4 その他

- (1) 緊急時の連絡は、おいらせ町教育委員会学務課が対応し、校長等へ連絡する。
- (2) やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かない。
- (3) 原則として、部活動等は実施しない。(大会参加等やむを得ない場合を除く。)

(案)

令和2年7月 日

おいらせ町立
各小・中学校 保護者の皆様へ

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

夏季休業中の学校閉庁について (お知らせ)

保護者の皆様には、日頃よりおいらせ町の教育振興にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、おいらせ町教育委員会では、近年の教職員の職務実態を踏まえ、学校教育の充実のためには教職員が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合う環境をつくる必要があると考えております。

つきましては、その取組の一つとして、町内各小中学校において、子どもたちや保護者、地域の状況に十分に配慮して、夏季休業中の学校閉庁日を下記のとおり設定することといたしました。

何卒、本趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 目 的

近年の教職員の勤務実態を踏まえ、学校教育の充実のためには教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合う必要があると考え、おいらせ町立小・中学校の夏季休業中の学校閉庁日を設定します。

2 閉庁日 令和2年8月12日(水)～14日(金) 3日間

3 閉庁日の緊急連絡先(8時15分～17時まで)

おいらせ町教育委員会 学務課 電話0178-56-4258

4 その他

- (1) 緊急時の連絡等は、おいらせ町教育委員会学務課が対応し校長等へ連絡します。
- (2) やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かないこととします。
- (3) 原則として、部活動等は実施しません。(大会への参加等、やむを得ない場合を除きます)

担当：おいらせ町教育委員会学務課
電話 0178-56-4258
FAX 0178-56-4268

令和2年度 おいらせ町民プール 利用案内

■開館期間 7月～9月（定休日無し）
※新型コロナウイルス感染状況により、
休館する場合があります。

■開館時間 9時～19時30分

■遊泳時間

- ・午前の部 9時～11時30分
- ・午後の部 13時～15時30分
- ・夜間の部 17時～19時30分

※合間の時間帯はメンテナンス及び消毒
を行います。

※混雑するときは、利用時間を区切らせて
いただくこともあります。

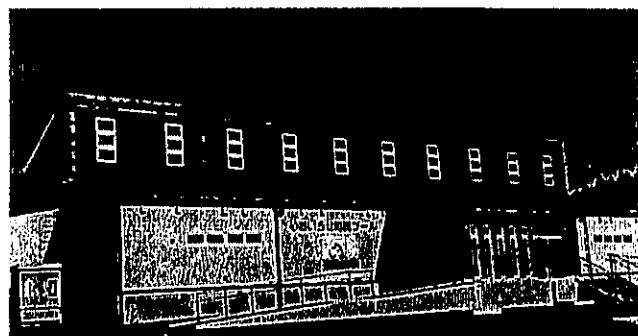
■プール使用料 無料

■利用制限等

- ・当面の間は「おいらせ町民」に限ります。
- ・更衣室内のスペース確保のため、男女とも15名ずつの利用となります。
- ・小学2年生以下は保護者の同伴が必要です。

■注意事項

- ・体調の悪い方は利用を控えてください。
- ・施設内はすべて写真やビデオ等の撮影禁止です。（スマホの撮影も×）
- ・小中学生は、安全のため、プールキャップを着用してください。
- ・浮き輪やビーチボールの使用は可能ですが、混雑時や係員が危険と判断する場合は使用を制限する事があります。
- ・水鉄砲やボート類、シュノーケル等の潜水用具の使用は禁止です。



■位置 おいらせ町山崎 2564 番地
（下田公園東側）

■プール施設の電話番号

0178-56-4669

■施設概要

- ・25m プール
全長 25m×全幅 13m、水深 1.1m
と 0.7m の 2 段階（仕切り有り）
- ・幼児プール
全長 5m×全幅 3m、水深 0.4m
- ・プール水は温水ではありません。
- ・採暖スペースがありますが、今年度は
利用できません。

■お願い

- ・水着を着用して来館するなど、更衣室内
にとどまる時間が短くなるよう工夫し
てください。
- ・プール室内の給水場の利用を禁止する
ため、フタのできる飲み物の持ち込み
を許可しますので、必ず所定の場所
でお飲みください。

おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課 TEL0178-56-
4276・FAX 0178-56-4268